

令和2年5月20日
国土交通省
土地・建設産業局建設業課

建設業法施行令の一部を改正する政令案（令和3年4月1日施行予定）
に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和2年3月27日から令和2年4月25日まで、建設業法施行令の一部を改正する政令案に関する意見の募集を行いましたところ、計2件の御意見をいただきました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

主なご意見及び国土交通省の考え方

主なご意見（概要）	国土交通省の考え方
<p>○ 従来の学科試験と実地試験の関係とは異なり、第一次検定に合格した後に、第二次検定を受験するに当たっての、第一次検定合格の有効期限を無期限としていただけることは、非常にありがたいです。但し、これにより、第一次検定の合格難易度が、従来の学科試験の合格難易度に比べて難しくなったり、或いは第一次検定合格後の第二次検定の合格難易度が従来の実地試験に比べて難しくなってしまう場合は、技士補も技士も増加せず、施工管理者の担い手不足が更に深刻化する恐れもありますので、そのような事態を招かないような制度設計を要望します。</p>	<p>○ 改正後の技術検定の第一次検定では、施工技術の基礎となる知識及び能力を問うこととしておりますが、これまでの学科試験の難易度と大きく変わらないものとなるよう今後検討してまいります。なお、第一次検定と第二次検定の両方に合格できる者に求められる水準は、原則として、現行の技術検定（学科試験＋実地試験）に合格できる者に求めている水準と同様となるよう検討しております。</p> <p>また、技術者をはじめとする担い手の確保は重要であるため、引き続き適切な施策を検討してまいりたいと思っております。</p>

※掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。